

**製造事業所の皆様へ
工業統計調査**
~ご協力をお願いします~

平成18年工業統計調査が12月31日を調査基準日として行われます。

調査の対象となる事業所には調査員があ伺いいたしますので、調査の必要性をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いします。

また、調査票に記入していく内容については、統計法により保護されますので、正確なご記入をお願いします。

経済産業省・宮城県・南三陸町
△問い合わせ
企画課企画政策係☎46-1371
歌津総合支所 総務管理課
地域振興係☎36-3922

問い合わせ
町民税務課 課税係 ☎46-1372

農業所得は事業所得の一つであり、他の事業所得と同様に、実際の収入金額から実際に必要な経費を差引く収支計算によることが原則です。これまでの農業所得については、農家個々の実情に即した課税を図るため、零細農家を対象として農業所得簡易計算による申告受付をしていました。(注: 家事消費等の計算の目安となる米の60キログラム当たりの単価や自家用烟の10アール当たりの収入金額等を所得率や経費標準を使用して計算する方式)

農家の皆さんへ
農業所得簡易計算が廃止になります

この方式は、平成18年産分をもって廃止され、平成19年産分(平成20年2~3月申告)からは全面的に収支計算方式に移行することになります。これまで農業所得簡易計算で認められていた所得率や経費標準は一切認められなくなっていますので、農家の皆さんは収支計算による農業所得の申告に必要となる関係書類(売上伝票や領収書等)を大切に保管してください。

粗大ごみ特別収集について

△受付日時 12月10日(日)午前9時~午後3時30分 △受付場所 南三陸町クリーンセンター
△手数料 10キログラム当たり100円で、搬入時に徴収します。
△取り扱う粗大ごみの種類 一般家庭から排出される不燃性粗大ごみ(自転車、ストーブなど)
△取り扱えないごみの種類 家電リサイクル法が適用されるテレビ、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコンの家電4品目及びパソコン、可燃性粗大ごみ、産業廃棄物、農漁業用機械、オートバイ、タイヤ等は処理できません。
※「粗大ごみ」(可燃性の粗大ごみは除く)の受付は、毎週木曜日(祝祭日を除く)午後1時~4時までクリーンセンターで行っています。

平成18年度 年末年始における燃やせるごみの収集日程

(注意) ※燃やせるごみだけの収集です。燃やせないごみは絶対に出さないでください。
※最近、指定ごみ袋以外のものが見受けられます。
ごみは、町指定のごみ袋に入れて、決められた集積所へ時間内に出してください。

月 日	特 別 収 集 (決められた時間まで集積所に出してください)	直 接 搬 入 (クリーンセンターへ直接持ち込んでください)
12/29(金)	前浜地域、後浜地域、林、大久保、田尻畠、保呂毛、小森、双苗、入谷全域、戸倉全域、伊里前、葦の浜、寄木、高区	全町を対象とします ○受付時間 12/29(金)午前9時~午後4時30分 12/30(土)午前9時~正午
12/30(土)	中瀬町、八幡町、五日町、汐見、南町、廻館、旭ヶ丘、天王前、新井田、沼田、本浜、大森、十日町、館浜、泊浜、馬場、中山、名足、石浜、田の浦、港、吉野沢団地	
12/31(日)~1/4(木)	年 末 年 始 休 業	
1/5(金)	平常どおりの業務を行います。(金曜日が収集指定日の地区だけを集めます)	

問い合わせ
ご相談は 南三陸町クリーンセンター ☎46-5528
南三陸町歌津総合支所健康福祉課 ☎36-9110

耐震改修した住宅にかかる固定資産税が減額されます

平成18年度の税制改正により、住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額措置が創設されました。

これにより、該当する住宅については一定の期間、固定資産税の減額が受けられます。

○対象となる住宅

昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させたよう、一定の改修工事を行った住宅が対象となります。

○減額を受けられる家屋の要件

①住居部分の割合が、その家屋の2分の1以上であること。
②耐震改修に要した費用が、1戸当たり30万円以上であること。
③改修後3カ月以内に申告し

○減額される額

当該住宅(1戸当たり)のうち床面積の120平方メートルを上限として、その分にかかる固定資産税の2分の1相当額が減額されます。

○減額される期間

改修工事の完了時期により次のようになります。

改修完了時期	減額期間
平成18年~平成21年	3年間
平成22年~平成24年	2年間
平成25年~平成27年	1年間

○問い合わせ

現行の耐震基準及び耐震基準に適合した工事であることの証明書の発行等について
建設課 都市住宅係 ☎46-1377 (直通)
歌津総合支所 産業建設課 ☎36-3923 (直通)
町民税務課 課税係 ☎46-1372 (直通)
歌津総合支所 住民生活課 ☎36-3924 (直通)

**あなたの家は大丈夫ですか?
木造住宅の耐震化事業をご利用ください。**

今、お住まいの住宅の耐震診断を受けてみませんか?

町では、戸建木造住宅の耐震化を推進するため、耐震診断などの助成制度を創設しました。

耐震診断を希望する方は、建設課または歌津総合支所産業建設課にお問い合わせください。

○対象

昭和56年5月31日以前に着工された戸建木造住宅
在来軸組構法または枠組壁構法による木造3階建以下の住宅
※本紙10月号でも募集しましたが、再度募集を行うものです。

申し込み・問い合わせ

建設課都市住宅係 ☎46-1377
歌津総合支所産業建設課土木住宅係 ☎36-3926

○問い合わせ

現行の耐震基準及び耐震基準に適合した工事であることの証明書の発行等について
建設課 都市住宅係 ☎46-1377 (直通)
歌津総合支所 産業建設課 ☎36-3923 (直通)
町民税務課 課税係 ☎46-1372 (直通)
歌津総合支所 住民生活課 ☎36-3924 (直通)

**償却資産の申告は
1月4日から1月31日まで**

償却資産とは、会社や個人が所有する事業用の機械、器具、船舶、備品などをいいます。これらは、地方税法の規定により固定資産税の対象となります。(原則として耐用年数が2年以上、取得価格が10万円以上のもので、自動車及び牛・馬・果樹等生物は除かれます。)

償却資産の所有者は、その資産の所在する市町村に、毎年1月1日の状況をその年の1月末日までに申告しなければなりません。

昨年度に申告のあった方には、今月中旬に今年度用の申告書用紙を送付する予定です。新たに償却資産を取得された方は、町民税務課または歌津総合支所住民生活課までお問い合わせください。

問い合わせ

町民税務課 課税係 ☎46-1372 (直通)
歌津総合支所住民生活課 ☎36-3924 (直通)